

令和3年6月7日

第449回白石市議会定例会議案

目 次

第46号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第11号） （令和3年度白石市一般会計補正予算）	・・・	1
第47号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第12号） （白石市学校事故等調査委員会設置条例）	・・・	2
第48号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第13号） （令和3年度白石市一般会計補正予算）	・・・	6
第49号議案	白石市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	・・・	7
第50号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免 に関する条例の一部を改正する条例	・・・	9
第51号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険 料の減免に関する条例の一部を改正する条例	・・・	11
第52号議案	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等によ る白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部 を改正する条例	・・・	13
第53号議案	白石市手数料条例の一部を改正する条例	・・・	16
第54号議案	白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・	18

第 4 6 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市一般会計補正予算（専決第 1 1 号）

（令和 3 年 5 月 1 0 日専決）

令和 3 年 6 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 7 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市学校事故等調査委員会設置条例（専決第 1 2 号）

（令和 3 年 5 月 2 1 日専決）

令和 3 年 6 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市学校事故等調査委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市立学校で発生した事故等の原因究明及び再発防止のため白石市教育委員会が設置する白石市学校事故等調査委員会（以下「調査委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市立学校 学校教育法第1条に規定するもののうち、白石市立の小
学校、中学校及び幼稚園をいう。

(2) 事故等 市立学校において発生した重大な事故又は事件をいう。

(設置)

第3条 調査委員会は、教育委員会が必要と認めるときに、事故等の案件ごとに設置する。

(所掌事務)

第4条 調査委員会は、次に掲げる事項に関し、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申する。

(1) 事故等の原因究明に関する事項

(2) 事故等の再発防止に関する事項

(3) その他事故等に関して教育委員会が必要と認める事項

2 調査委員会は、前項各号に掲げる事項に関し、教育委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第5条 調査委員会は、委員5人以内により組織する。

2 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から教育委員会の諮問に対し答申を行った日までとする。

(会議)

第7条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに設置された委員会の最初の会議は教育委員会が招集し、委員長が選出されるまでの間は教育長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 調査委員会は、調査審議のために必要と認めるときは、委員以外の者に意見又は説明を求めることができる。この場合において、調査委員会は、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

2 調査委員会は、調査審議のために必要と認めるときは、委員以外の者に資料の提供その他の調査審議への協力を求めることができる。

(市長及び教育委員会の責務)

第9条 市長及び教育委員会は、次に掲げる事項について調査委員会から協力を求められたときは、可能な限りその求めに応じるように努めなければならない。

- (1) 会議への職員の出席
- (2) 資料の提供
- (3) その他調査審議のために必要な事項

(守秘義務等)

第10条 委員は、事故等に関する調査審議の過程で職務上知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、前項の秘密のうち個人情報については、特にその取扱いに注意し、情報漏えいの防止に万全を期さなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第54号を第55号とし、第45号から第53号までを1号ずつ繰り下げ、第44号の次に次の1号を加える。

(45) 白石市学校事故等調査委員会の委員

第7条中「第54号」を「第55号」に改める。

別表第2 白石市いじめ問題再調査委員会の委員及び臨時委員の項の次に次のように加える。

白石市学校事故等調査委員会の委員	〃	11,600円	
------------------	---	---------	--

第 4 8 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市一般会計補正予算（専決第 1 3 号）

（令和 3 年 5 月 2 1 日専決）

令和 3 年 6 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 9 号議案

白石市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

白石市固定資産評価審査委員会条例（昭和29年白石市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 0 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例（平成23年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年度における国民健康保険税の減免措置の延長）

- 19 第1項から第3項まで、第7項、第9項、第11項、第13項及び第15項から第17項までの規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、帰還困難区域及び上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和2年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯。）を除く旧避難指示区域等の被保険者については、令和3年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「令和3年度」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から令和2年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和3年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

第 5 1 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例（平成23年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 16 第1項から第4項まで、第6項、第8項、第10項及び第12項から第14項までの規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、帰還困難区域及び上位所得者（法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額）が633万円以上である者。）を除く旧避難指示区域等に住所を有している者については、令和3年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「令和3年度」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から令和2年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和3年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

第 5 2 号議案

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による
白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改
正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例（令和2年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号イを次のとおり改める。

イ 生計維持者の合計所得金額（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第1項に規定する合計所得額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の2項を加える。

（令和3年度における減免措置の延長）

2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税及び介護保険料の減免については、令和3年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、第2条及び第3条中「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」とあるのは「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」と、第4条中「令和3年1月31日」とあるのは「令和4年3月31日」とする。

（経過措置）

3 令和2年度以前の年度分の介護保険料に対する減免に係る改正後の第3条の規定の適用については、同条第2号イ中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第1項」と、別表第4中「210万円」とあるのは「200万円」とする。

別表第4中「200万円」を「210万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

第 5 3 号議案

白石市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市手数料条例の一部を改正する条例

白石市手数料条例（平成12年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中15の項を削り、14の2の項を15の項とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

第 5 4 号議案

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第42条第4項第1号中「第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。